

## 川口市土木工事における「週休2日制モデル工事」試行要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、川口市が発注する土木工事において、「週休2日制モデル工事(以下、モデル工事と呼ぶ。)」を試行するために必要となる事項を定め、もって週休2日を促進することを目的とするものである。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

#### (1) 土木工事

土木工事標準積算基準書(埼玉県)、水道施設整備費に係る歩掛表及び土地改良事業等請負工事積算基準のいずれかを適用する工事をいう。

#### (2) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

#### (3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

#### (4) 対象期間

工事着手日(現場に継続的に常駐した最初の日)から工事完成日までの期間をいう。  
なお、年末年始、夏季休暇、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は対象期間に含み、そのうち週休日(原則として土曜日及び日曜日)のみを現場閉所の日としてカウントすることとする。

#### (5) 4週8休

対象期間内の現場閉所の日数の割合(以下「現場閉所率」という。)が、28.5%(8日/28日)の水準に達する状態をいう。

### (現場閉所)

第3条 現場閉所とする日は、原則として土曜日及び日曜日とする。ただし、現場の特性等により別の曜日を選定することや、祝日を充てることもできる。なお、現場閉所の日は、現場代理人、監理技術者等の休日と連動するものとする。

2 降雨、降雪等の天候の影響その他発注者がやむを得ないと認める予定外の現場閉所は、現場閉所の日に含まれることができるものとし、閉所が確定した段階で、速やかに、振替作業日の予定も含め、監督員に報告するものとする。また、地元対応等でやむを得ず、予定

していた現場閉所の日には作業が生じる場合には、原則として作業日の前後7日以内に振替の現場閉所の日を設定するものとする。

- 3 社会的要請や現場条件の制約その他受注者の責めに帰すことができない事由により、現場閉所による週休2日の実現が困難である期間がある場合は、発注者と受注者とが協議して、発注者がやむを得ないと認めた場合に限り、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休日を2日確保する形とすることができる。ただし、その期間は、必要最小限に限るものとする。なお、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休日を確保したと認められる日数は、現場閉所の日数に含めるものとする。

(対象とする工事)

第4条 モデル工事の対象は、工事の種別、規模等を勘案し、発注者が選定するものとする。ただし、以下の工事は除く。

- ・ 竣工時期や現場条件（出水期、交通規制等）に制約が大きい工事
- ・ 緊急を要する工事（災害復旧工事、応急工事等）
- ・ 単価契約方式による工事
- ・ 対象期間が1週間未満の工事
- ・ 上記のほか、週休2日の実施が困難な工事

(発注方式)

第5条 モデル工事の発注は、次のいずれかの方式によるものとする。

(1) 発注者指定方式

発注者が、週休2日に取り組むことを指定する方式

(2) 受注者希望方式

受注者が、工事着手前に、発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式

(事前協議)

第6条 受注者は、前条第1項第2号の受注者希望方式の場合は、工事着手日前に発注者と協議を行い、週休2日制モデル工事実施届(様式1)を発注者に提出するものとする。

(工期の設定)

第7条 発注者は、週休2日の実施を考慮して、適切な工期を設定するものとする。

(経費の補正)

第8条 発注者指定方式においては、当初の設計金額において、次に掲げる経費にそれぞれの補正係数を乗じた補正を行うものとし、施工後に現場閉所の達成状況を確認し、4週8

休に満たない場合は、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行う。

(1) 4週8休以上（現場閉所率28.5%以上）

経費	補正係数	経費	補正係数
労務費	1.05	機械経費（賃料）	1.04
共通仮設費	1.04	現場管理費	1.06

2 受注者希望方式においては、当初の設計価格において、次の（1）に掲げる経費にそれぞれの補正係数を乗じた補正を行うものとし、施工後に現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、（2）から（4）に掲げる閉所状況に応じ、請負代金額のうち補正の差分を減額して契約変更を行う。

(1) 4週8休以上（現場閉所率28.5%以上）

経費	補正係数	経費	補正係数
労務費	1.05	機械経費（賃料）	1.04
共通仮設費	1.04	現場管理費	1.06

(2) 4週7休以上4週8休未満（現場閉所率25.0%以上28.5%未満）

経費	補正係数	経費	補正係数
労務費	1.03	機械経費（賃料）	1.03
共通仮設費	1.03	現場管理費	1.04

(3) 4週6休以上4週7休未満（現場閉所率21.4%以上25.0%未満）

経費	補正係数	経費	補正係数
労務費	1.01	機械経費（賃料）	1.01
共通仮設費	1.02	現場管理費	1.03

(4) 4週6休（休日率21.4%）未満

経費	補正係数	経費	補正係数
労務費	1.00	機械経費（賃料）	1.00
共通仮設費	1.00	現場管理費	1.00

（対象工事である旨等の明示）

第9条 発注者は、モデル工事の発注にあたっては、別紙1に基づき入札公告又は指名通知書にモデル工事である旨を明示するとともに、別紙2の特記仕様書を添付するものとする。

（現場閉所の確認方法）

第10条 現場閉所の状況の確認にあたっては、新たな書類作成等により、受注者の事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。

2 現場施工着手前に、以下のとおり対応するものとする。

(1) 受注者は、週休2日を前提とした工程表等を提出する。

- (2) 監督員は、受注者から提出された工程表等により、週休2日が確保されていることを確認する。
- 3 現場施工着手後は、以下のとおり対応するものとする。
- (1) 監督員は、工程の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所の予定日を記載した工程表等を受注者より受領し、現場閉所の状況を確認する。なお、工程表の修正にあたっては、受注者間で調整を行う。
- (2) 監督員は、受注者が作成する現場閉所の実績が記載された工程表等により、定期的に対象期間内の現場閉所の日数を確認する。
- (3) 天候の影響や地元対応等により、現場閉所の日振替を行う場合は、原則として、事前に発注者の承認を受けることとするが、天候の急変や緊急工事など急を要する場合は、事後報告でも可とする。
- (4) 発注者は、現場閉所の日に作業が生じるような指示は行わないとともに、受注者からの協議等には迅速に対応するよう努める。
- (5) 受注者は、週休2日の確保について、下請負人を指導する。

(工事成績評定)

第11条 発注者は、現場閉所の達成状況に応じ、工事成績評定において適切に評価する。

(その他)

第12条 各発注課所は、工事の特性等を勘案し、本要領によらず、必要事項を別途定めることができるものとする。

附則

本要領は、令和4年10月13日から施行する。

入札公告 別表

特記事項	本工事は、川口市土木工事における「週休2日制モデル工事（※方式）」の試行対象工事である。
------	--

※発注方式により、「発注者指定」もしくは「受注者希望」を記入する

指名通知書

7 週休2日制モデル工事 本工事は、川口市土木工事における「週休2日制モデル工事（※方式）」の試行対象工事である。
--

※発注方式により、「発注者指定」もしくは「受注者希望」を記入する

川口市土木工事における「週休2日制モデル工事」特記仕様書

1 週休2日制モデル工事

(1) 本工事は、川口市土木工事における「週休2日制モデル工事（※方式）」の試行対象工事である。

試行の実施は、川口市土木工事における「週休2日制モデル工事」試行要領によるものとする。試行要領は、川口市ホームページで確認すること。

※発注方式により、「発注者指定」もしくは「受注者希望」を記入する

(様式1)

## 週休2日制モデル工事 実施届

年 月 日

川口市長 あて

所在地  
受注者 名 称  
代表者

週休2日制モデル工事の実施について次のとおり希望します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで
モデル工事の実施	
その他特記事項	